

## 東北農業試験研究推進会議運営要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、研究業務実施規程（23 規程第 121 号。以下「規程」という。）第 11 条の規定に基づき、規程に定めるもののほか、東北農業試験研究推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (推進会議の運営)

第 2 条 推進会議には、次の各号に掲げる会議を設け、運営する。

- 一 本会議
- 二 研究戦略会議
- 三 推進部会

### (本会議)

第 3 条 本会議では、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 東北農業に係る技術的課題
  - 二 東北農業の研究推進方向
  - 三 産学官連携の促進
  - 四 研究成果の普及・実用化の促進
  - 五 その他必要な事項
- 2 本会議の構成者は、別表に掲げる者のほか必要に応じ会議責任者である東北農業研究センター所長（以下「会議責任者」という。）が指名する。

### (研究戦略会議)

第 4 条 研究戦略会議では、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 東北における農業研究の推進方向
  - 二 共同・連携方策
  - 三 競争的資金、共同研究課題等
  - 四 その他必要な事項
- 2 研究戦略会議の構成者は別表に掲げる者のほか、必要に応じ会議責任者が指名する。

### (推進部会)

第 5 条 推進会議には、別表に掲げる推進部会（以下「部会」という。）を設け、次の各号に掲げる事項を検討する。

- 一 当該部会で対応すべき技術的課題
  - 二 技術的課題に対応した共同研究等の促進
  - 三 東北地域に普及すべき研究成果
  - 四 国から推薦を依頼される研究成果
  - 五 その他必要な事項
- 2 会議責任者は、別表により部会長を指名できる。部会長は、関係の試験研究推進状況

を総合的に把握し、その推進を図るための会議を企画・立案し、その運営を行う。

- 3 会議責任者は、必要に応じて副部会長を設けることができる。
- 4 部会は、必要に応じ関係部会長が協議して、複数の部会を合同で開催することができる。
- 5 部会は、部会長の責任のもとに分科会・研究会・検討会等（以下「分科会等」という。）を開催することができる（別記）。

（事務局）

第6条 推進会議の総合調整等に係る事務を行うため、事務局を東北農業研究センター研究推進部に置く。また部会および分科会等に運営事務局を置く。

（その他）

第7条 農林水産省農林水産技術会議事務局と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び県試験研究機関との連携の基本は、農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱（19農会第850号）、農業研究及びその成果の普及・実用化推進要領について（19農会第851号）、都道府県等の試験研究に係る国立研究開発法人の役割を定めた都道府県農林水産業関係試験研究事業実施要領（56農会第1831号）および都道府県農業関係試験研究事業取扱要領（61農会第1890号）による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から実施する。
- 2 この要領は、平成15年4月1日から実施する。
- 3 この要領は、平成15年10月1日から実施する。
- 4 この要領は、平成16年4月1日から実施する。
- 5 この要領は、平成18年4月1日から実施する。
- 6 この要領は、平成19年10月1日から実施する。
- 7 この要領は、平成20年4月1日から実施する。
- 8 この要領は、平成22年4月1日から実施する。
- 9 この要領は、平成23年4月1日から実施する。
- 10 この要領は、平成23年10月1日から実施する。
- 11 この要領は、平成24年4月1日から実施する。
- 12 この要領は、平成25年4月1日から実施する。
- 13 この要領は、平成26年4月1日から実施する。
- 14 この要領は、平成27年4月1日から実施する。
- 15 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 16 この要領は、平成28年8月29日から実施する。
- 17 この要領は、平成30年12月4日から実施する。
- 18 この要領は、令和元年11月1日から実施する。
- 19 この要領は、令和3年4月1日から実施する。
- 20 この要領は、令和4年11月1日から実施する。
- 21 この要領は、令和5年4月1日から実施する。

[企2]

22 この要領は、令和8年4月1日から実施する。

別 表

会議の種類と運営責任者並びに参集者

会議（部会） の 種 類	運営責任者 (会議の長又は部会長等)	構成及び参集者			
		国立研究開発法人試験研究機関	公設試験研究機関	行政・普及部	そ の 他
本 会 議	東北農業研究センター 所長	東北農業研究センター所 長、研究推進部長、農業放 射線研究センター長、研究 領域長、副領域長、事業化 推進室長、研究推進室長、 果樹茶業研究部門リンゴ研 究領域長	代表場所長及び 企画調整責任者	東北農政局生産 部長及び担当 官、県主務課長 及び試験研究調 整担当者	会議責任者が必 要と認める者
研 究 戦 略 会 議	東北農業研究センター 研究推進部長	東北農業研究センター所 長、研究推進部長、農業放 射線研究センター長、研究 領域長、副領域長、事業化 推進室長、研究推進室長、 スマート農業コーディネ ーター、産学連携コーデ ィネーター、農業技術コミュ ニケーター、果樹茶業研究 部門リンゴ研究領域長	代表場所の企画 調整責任者及び 研究部門代表者	東北農政局生産 部長及び担当 官、県試験研究 調整担当者、農 業革新支援専門 員又は上記の者 が指名する者	会議責任者が必 要と認める者
推 進 部 会	作 物 生 産	東北農業研究センター スマート水田輪作研究領域長	国立研究開発法人試験研究機関及び公設 試験研究機関の関係者（原則として国立 研究開発法人にあつては研究推進部長、 農業放射線研究センター長、研究領域 長、副領域長、事業化推進室長、研究推 進室長、スマート農業コーディネ ーター、産学連携コーディネーター、農業 技術コミュニケーター、研究グループ長 等、果樹茶業研究部門リンゴ研究領域 長)	東北農政局担当 官、県普及指導員 ほか	部会長が必要と 認める者
	生 産 環 境	東北農業研究センター 農地高度利用研究領域長			
	畜 産 飼 料 作	東北農業研究センター 農地高度利用研究領域長			
	野 菜 花 き	東北農業研究センター 園芸畑作研究領域長			
	果 樹	果樹茶業研究部門 リンゴ研究領域長			

## 別 記

### 分科会等の開催について

#### 1. 分科会等の運営

分科会等の運営に当たっては、要領第5条第1項に記載される検討のほか、東北農業の重要な研究課題の解決に向けた情報交換等を行う。また、活発な意見交換を通じて、人材育成にも貢献する。

#### 2. 分科会等の運営責任者は、各部会の部会長または会議責任者の指名する者とする。

#### 3. 開催に当たっての手続き

- ① 部会長は、開催計画（開催を予定する研究会等の名称、開催日時、会場、議題、運営事務局等）を、事務局あてに提出する。
- ② 事務局は、①の開催計画を取りまとめ、所議で協議した上で、東北農業研究センター所長名の文書等にて県及び関係機関に通知するものとする。
- ③ 部会長は、②の通知後直ちに開催要領を作成し、所議で協議した上で、県及び関係機関に通知するものとする。

#### 4. 開催要領の要件

開催要領には、下記の項目を明記することとする。

- ① 会議等の名称
- ② 趣旨
- ③ 開催日時
- ④ 会場（所在地）
- ⑤ 議題
- ⑥ 参集範囲
- ⑦ 運営事務局等連絡先

東北農業試験研究推進会議を構成する諸会議の体系図

